

「釜石しごとミュージアム」（市内企業紹介展示）実施要項

1 目的

市内企業の基本情報や事業内容、製品等について求職者及び一般市民に広く周知し、市内企業への理解を深めてもらうとともに、市内企業への就労を促進し、地域における人材確保を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 場所

しごと・くらしサポートセンター内

4 内容

- (1) 市内に事業所のある企業の基本情報、職場環境や従業員に関する情報、事業内容、技術及び製品等を周知するためのパネル等の展示
- (2) 市内に事業所のある企業の製品等の展示

5 実施方法等

(1) 出展企業募集

事業目的に賛同し、出展する企業を公募する。

(2) 展示期間

1回の展示期間は概ね1か月程度とする。なお、同一企業による、実施期間内での複数回の展示も可とする。

(3) 出展料

無料とする。

(4) 展示内容

下記を一例とし、実施者と協議の上、出展企業が作成する。場合により、市から修正依頼を行うことがある。

- ・企業の基本情報（会社沿革、成り立ち、歴史など）
- ・職場環境や従業員に関する情報（代表者、社員の声など）
- ・事業、サービス内容（製造・取り扱い製品など）
- ・写真やイラストを用いたパネル等

(5) その他

①展示物は各企業が用意し、展示期間中は市がそれを無償で借り受け、展示を行うものとする。

- ②展示場所は展示物の形状及び大きさ等により市が割り当てるものとする。
- ③展示物の搬入及び搬出は、市の指示により、各企業が行うものとする。
- ④上記4(2)に該当する展示物は、しごと・くらしサポートセンターの営業時間外は、市において鍵付きの書庫等に保管するものとする。ただし、形状、大きさ及び重量等により容易に運搬することができないと判断されるものについてはこの限りでない。
- ⑤展示期間中の展示物の盗難、破損または事故等（自然災害によるものを含む）に対し、市はその責任を負わないものとする。
- ⑥展示に起因して、センター来訪者等の身体に傷害を負わせたり、所有物を破損させたりした場合は、市が加入する動産総合保険によりその補償を行うものとする。
- ⑦営利目的による展示は不可とする。

6 実施者等

この事業は、市が地域雇用サポート事業の一環として実施し、ジョブカフェかまいしが運営する。